

見 積 合 せ 結 果 調 書

件名	たいせつ安心医療ネット利用契約					
契約方法及び根拠条項	随意契約 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号					
契約の相手方	札幌市中央区北2条西4丁目1番地 富士通Japan株式会社北海道支社 北海道公共ビジネス部 部長 木下 真					
契約金額	1,188,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税 108,000円)					
契約期間	2024年4月1日から2025年3月31日まで					
契約担当課	市立旭川病院医事課					
入札(見積)日時	2024年3月25日(月)午後5時					
見 積 結 果						
	業者名	第1回				入札等の執行状況
1	富士通Japan株式会社北海道支社	1,080,000				決定
一者特命の随意契約とした理由	本件は、市内の医療機関等で構成するたいせつ安心医療ネット協議会において構築する医療ネットワークの利用契約である。そのネットワークを提供している唯一の業者であるため、上記業者一者を対象とする随意契約とする。 (市立旭川病院随意契約ガイドライン 2(1)ア(イ)及びキに該当)					